

次世代法・女性活用推進法に基づく行動計画

1. 計画期間 平成 31 年 4 月 1 日~令和 3 年 9 月 30 日

2. 内容

【目標 1】採用した労働者に占める女性労働者の割合 40 - 50%

<対策>

① 実施期間：平成 31 年 4 月 1 日~令和 3 年 9 月 30 日

② 対象職員：契約社員

【目標 2】働き方改革に関する取組の促進

<対策>

① 実施時期：平成 31 年 4 月 1 日~令和 2 年 9 月 30 日

② 目的：最低 5 日の年次休暇の取得

上司に職員の取得状況を共有し、勧奨する

以上